資料２

（仮称）仙台市教育構想 2026 検討委員会設置要綱

（令和７年５月 14 日教育長決裁）

（設置）

第１条　（仮称）仙台市教育構想 2026 の策定に関し，教育に関する各界の意見を広く反映させるため，（仮称）仙台市教育構想 2026 検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は，（仮称）仙台市教育構想 2026 に関する事項を検討し，同構想の案を教育長に報告する。

（組織等）

第３条　委員会は教育に関する各界の有識者をもって組織し，委員は，教育長が委嘱又は任命する。

２　委員会は，前条に規定する報告が終了したときに解散する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によって定める。

２　委員長は，委員会を代表し，会務を総括する。

３　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故のあるときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員長は，委員会の会議を招集し，その議長となる。

２　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は，前項の規定による出席に含めるものとする。

４　委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聴き，又は説明を求めることができる。

（事務局）

第６条　委員会の事務局は，教育局総務企画部総務課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は，令和７年５月 14 日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は，委員会の解散をもって効力を失う。

（参考）

○　教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）抜粋

（教育振興基本計画）

第１７条　　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）抜粋

（大綱の策定等）

第１条の３　地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

（総合教育会議）

第１条の４　地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

２　総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　地方公共団体の長

二　教育委員会

（略）

８　総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。